

Português

INFORMAÇÕES ÚTEIS

外国語情報コーナー

USEFUL INFORMATION

English

児童手当を振り込みます

日本語記事は4ページにあります。

Depósito do auxílio para a educação infantil

Depositaremos o auxílio para a educação infantil em sua conta bancária designada. Os recipientes do auxílio devem fazer a confirmação do depósito através de registro em caderneta bancária, consulta, etc.

▶ **Dia do depósito:** 9/2 (sexta-feira).

▶ **As parcelas que serão depositadas são correspondentes aos seguintes meses:** do mês de outubro de 2017 a janeiro de 2018 (excluindo-se aqueles que tiveram o pagamento do auxílio concedido pela cidade de Chiryu cancelado por motivo de

mudança durante o período).

※As pessoas que não completaram o trâmite de Comprovação da Situação Atual “Genkyou Todoke” (renovação) não poderão receber o auxílio. Depois de concluído o trâmite, o pagamento será reiniciado.

▶ **Inquiries:** Departamento de Assuntos da Infância. Encarregado de famílias (Tel: 95-0120).

Jidoo Teate (the Child Allowance) Will Be Paid by Bank Transfer.

Jidoo Teate (the Child Allowance) will be paid by bank transfer. If you are a recipient, you should check your account.

▶ **Date of transfer:** Friday, February 9th, 2018

▶ **The term targeted for allowance payment:** from October 2017 to January 2018 (Payment of the allowance will be stopped in case of moving out or losing your eligibility due to some reasons during the above period.)

※Please note that the allowance may not be paid without submitting the present condition form. If you resubmit the form, payment will be resumed immediately.

▶ **Inquiries:** Child care support section at Child welfare department (Tel: 95-0120)

2月の無料相談

※相談日が祝日にあたる場合はお休みになります。

〇〇市役所 市民相談コーナー〇〇

▶ところ 市役所2階南西側の市民相談コーナー

相談ごと	と き	問合せ
外国人相談 (ポルトガル語の通訳など)	月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時	外国人 相談コーナー (内線159)
市民相談 (市役所での手続きなど一般相談)	毎週月・火・木・金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	市民相談コーナー (☎83-1111 内線204) または市民課 (☎95-0152)
司法書士相談 (金銭問題、相続等) (要予約)	毎月第2・第4火曜日 午後2時30分～4時45分	
行政相談	第2・第4水曜日 午後1時～4時	
不動産相談	第2火曜日 午後1時～4時	建設課 (☎95-0156)
消費生活相談 (消費者のトラブル相談など)	毎週月・水・木・金曜日 午後1時～4時(受付は午後3時30分まで)	消費生活センター (経済課 ☎95-0195)
労働相談(要予約)	毎月第3木曜日 午後1時～4時	経済課 (☎95-0125)

〇〇各種専門分野 相談コーナー〇〇

市では、税務全般、教育・子育て支援、障がい福祉など専門的な分野の相談業務を次のとおり実施しています。お気軽にご相談ください。

相談ごと	と き	ところ	問合せ
税 務 相 談	2月20日(火) 午前9時～正午	市役所 2階 打合室②南	税務課 市民税係 (☎95-0116)
教 育 相 談	毎月第1・第3金曜日 午後1時～3時	市役所 2階 第4相談室	学校教育課 (☎95-0136)
児 童 相 談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時	市役所 2階 第5相談室	子ども課 (☎95-0120)
手 話 相 談 (聴覚障がい者)	毎週火・木曜日 午前9時～正午	市役所 1階 福祉課窓口	福祉課 障がい福祉係 (FAX 83-1141)
女 性 悩 み ご と 相 談	毎月第2・第4木曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	市役所 3階 協働推進課	協働推進課 協働人権係 (☎95-0144)
D V 相 談	市役所開庁時間内		

※詳しくは、担当課までお問合せください。

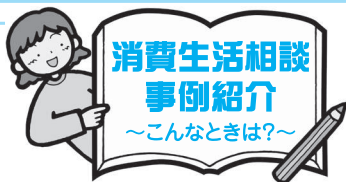
※法律相談は毎月1日(休日を除く)の午前8時30分から予約してください

〇〇福祉の里ハツ田 相談コーナー〇〇

▶予約・問合せ 社会福祉協議会(☎82-8833)

心配ごと相談・人権相談	第1・3火曜日	午後1時～4時
交通事故相談(要予約)	毎月第2火曜日	午後1時～4時
弁護士による法律相談(要予約)	毎月第2・4木曜日	午後1時～4時

カウンセリング(予約制)	毎週水・土曜日	午後1時～2時
結 婚 相 談	毎週火曜日	午後1時～4時
生 活 困 窮 相 談	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時15分



このコーナーでは、県内の消費生活相談に寄せられた相談事例等をご紹介します。

【相談事例】クレジットカード会社から「口座残高不足」の案内が届いた。慌てて利用明細書を確認したところ、20万円以上の請求があり、ほとんど心当たりがない請求だった。改めて以前届いた明細書も見直してみると、約1年間で合計60万円ほどの利用した覚えのない請求があった。不正利用ではないかと思う。明細書を確認していなかった非は認めるが、どうにかならないか。

【アドバイス】クレジットカード会社から送られてくる利用明細書に、利用した覚えのない請求が含まれていたという相談が寄せられています。クレジットカード会社の調査等により、第三者による不正利用だったことが分かる場合もあります。利用明細書は必ず定期的に確認することが大切です。クレジットカードを利用した際に受け取った伝票等と突き合わせ、確認をしましょう。利用した覚えのない請求があったら、早急にクレジットカード会社にその旨を連絡しましょう。

■消費生活全般についてのご相談は下記まで■

【知立市消費生活センター】毎週月・水・木・金曜日:午後1時～4時(受付は午後3時30分まで) ▶☎95-0195

【西三河消費生活相談室】月～金曜日:午前9時～午後4時30分 ▶消費生活相談専用ダイヤル ☎0564(27)0999

【愛知県消費生活総合センター】月～金曜日:午前9時～午後4時30分、土・日曜日:午前9時～午後4時 ▶☎052(962)0999